

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の令和元年度一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 154,204 千円

(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 2,807,374 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名	経費	一般財源	
		千円	地方消費税交付金(社会保障財源化分)千円
社会福祉	障害者福祉事業	803,773	25,767
	高齢者福祉事業	156,930	12,264
	児童・母子福祉事業	661,056	19,808
	その他事業	29,254	2,620
	小計	1,651,013	60,459
社会保険	介護保険事業	316,886	30,416
	国民健康保険事業	204,352	8,501
	小計	521,238	38,917
保健衛生	医療対策事業	565,758	48,179
	疾病予防対策事業	48,792	4,958
	健康増進対策事業	20,573	1,691
	小計	635,123	54,828
合計	2,807,374	154,204	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。